

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	住宅政策課
委 託 業 務 名	大津市住生活基本計画策定支援業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町 3 番 1 号 ほか
概 要	本業務は、国における住生活基本計画及び滋賀県における滋賀県住生活基本計画を踏まえ、市民の住生活の安定の確保及び向上の促進を図るため、大津市空家等対策計画（平成 3 0 年 3 月策定）及び大津市マンション管理適正化推進計画（令和 5 年 3 月策定）に係る内容を踏まえた大津市住生活基本計画の策定に係る支援を行うことを目的とする。
契 約 期 間	令和 7 年 6 月 1 9 日 から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 6 月 1 9 日
契 約 金 額	1 7, 3 8 0, 0 0 0 円（税込）
契約の相手方	〔所在地〕 大阪府大阪市北区中崎西二丁目 4 番 1 2 号梅田センタービル 〔名 称〕 応用技術株式会社
契約相手方の選 定 理 由	公募型プロポーザル方式により参加者の公募を行い、プレゼンテーション審査の結果、上記業者を選定した。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ②不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。